平成廿四年四月廿一日

杨宠师

第六号

Version 0.5

現代御去は跡窓舎

序 文

書のご提供を受けましたので読んでみましょう。中山さんからご実家の飯田家に伝わる「維新史料(第二」と題する文

た。

「嘉永六年 長州藩から幕府への答申案」

た事を示しています。

長州藩の答申案は強硬な攘夷論です。同じ主張は尾張藩徳川慶勝、

かで国論が対立し始め、幕府の統制力は急速に衰える事になりまし付かなくなりました。これを契機として鎖国か開国か、尊皇か佐幕云わないのが広島藩浅野斉粛ら三人。意見が分かれて幕府は収拾が開国要求を容れよという意見は津山藩松平済民ら九人。いずれとも絶せよと言う引延し策が薩摩藩島津斉彬等八人。条件付も含めて、水戸藩徳川慶篤ら十三人。回答を延期して軍備が整うのを待って拒

もって若年寄井原豊前をして閣老阿部正弘に答申しました。の結果、皆異義なく答申案が決まりました。そこで八月廿三日を清末の二藩主は折から在府中でしたので、毛利慶親公と親しく協議て本藩在国の老臣、長府、岩国の二家に意見を聞かせました。徳山、する事になり、目付役坂九郎右衛門を藩地に遣わし、案をもたらし長州藩では幕府の諮問を受けて、諸支藩と協議し統一答申案を作成

を改めた。
「御国威不損様の良策」は単に「御無事の御良策」であったの阿部正弘に提出した最終答申書で、傍線部分がその修正個所です。容れて修正したと記録されています。本研究資料8頁以下の文章が府の奥右筆黒沢正助へ出来上がった文案を内見せしめ、その意見を「嘉永六年の毛利氏」(第二卷27頁)の記録によれば、八月廿二日、幕この答申案は「下書」となっています。「防長回天史」第二編第二章

は全て補筆挿入したもの「異賊共の心胆を打挫き(飯田家文書では「抽キ」)候程にも」「格別知勇の良策」は「格別無事の良策」を改めたもの

が有りますが、殆ど同文です。食い違いヶ所を () 内に入れ 頁)に収められている最終答申と比較して、若干の字句の違い なお「防長回天史」第二編第二章「嘉永六年の毛利氏」(第二卷27 てルビで示しました。

結果的に、幕府はこの時は下田、 食料、石炭などの欠乏品の供給を約しました(下田条約と言 函館、長崎を開いて薪、 水

「安政四年 長州藩から幕府への答申案」

長州藩の意見書です。 12~16頁の文章が安政四巳11月28日、堀田備中守へ差出された で堀田閣老から諸侯に再び意見を諮詢したのです(1/1)。 朝廷は下田条約以外は好まず、容易に勅許は下りません。そこ 条約を起草しましたが、調印には勅許が必要でした。しかし、 外交を堀田備中守に任せました。堀田はハリスと談判して通商 は尊皇攘夷論が盛んになり始めたので、阿部伊勢守 (老中)は 安政四年、米総領事タウンゼント・ハリスが将軍に謁見し(9 /21)、国書を奉呈して通商条約の締結を迫りました。国内で

呈し、其二十六日に至り、堀田閣老等米使と会見す。十一月朔 達し麻布邸に入る。二十一日米使ハリス将軍に謁して国書を奉 頁)によると「五日 (九月) 公東勤の途に上り十月五日江戸に 「防長回天史」第二編第十四章 「安政四年の毛利氏」(第2卷 194

> 末書を示して列藩の意見を求む。二十八日公答案を具して閣老 日、幕府米使齎らす所の国書を諸侯に示し、十一日更に会見始 2 掲載されています。 に呈す。その文に曰く」とあって、本資料の12~16頁の答申案が

も建白し、藩一体で対外政策を意見具申しましたが、この段階 長州藩では江戸方行相府のみならず、地方政府即ち国相府から では次第に尊攘論が高まって来ました。 では鎖国とも攘夷ともハッキリ言っていません。 しかし、藩内

「安政五年 長州藩から幕府への答申案」

心の服不服最も重大二付、三家以下、諸侯の赤心の在る所を聞 るので、此期に乗じて閉港すべし (条約拒否)。 国家の大事、人 日参内したが、朝廷では大論争の末、外交は幕府に一任せず。長 て周旋に努めたが奏功しなかったからです。二月五日入洛、九 しました。前年の暮れから林大学・津田半三郎を京都に遣わし 安政五年、堀田備中守は自ら上京して条約勅許を奏請する事に さず帰府しました。 川に米艦が乗り込んで来たので、備中守は四月五日目的を果た き和戦の聖断を仰ごうという結論になりました。折から、神奈 崎、函館以外開港すべからず。下田は米使自ら不便と称してい

頁)によると、「二十五日 (三月) 公列藩諸侯と共に幕命に依り 「防長回天史」第二編第十六章「安政五年の毛利氏」(第2卷231

長州藩国相府の意見書安政五年 幕府諮詢に対する

下の文章が収められています。 下の文章が収められています。 当時の二大安政五年の毛利氏」(第2巻231頁)によると「十二日公第十六章「安政五年の毛利氏」(第2巻231頁)によると「十二日公第十六章「安政五年の毛利氏」(第2巻231頁)によると「十二日公第十六章「安政五年の毛利氏」(第2巻231頁)によると「十二日公別が書記ったが、井伊掃部頭は頑として肯かず、却て強権に、水戸中納言には差控えを命じました。 幕閣では堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀬修理らが辞職しました。 幕閣では堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀬修理らが辞職しました。 幕閣では堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀬修理らが辞職しました。 幕閣では堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀬修理らが辞職しました。 幕閣では堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀬修理らが辞職しました。 幕閣では堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀬修理らが辞職しました。 「防長回天史」第二編印書を入り、首次の第三の為違勅調の文が、大名に就任するや、当時の二大安政五年五月一日、井伊直弼が大老に就任するや、当時の二大安政五年五月一日、井伊直弼が大老に就任するや、当時の二大

> ご参考まで。 頁)に堀田備中守正篤について次のような記述があります。 なお、防長回天史」第二編第五章「安政竺年の大勢」(第2卷77

当時の事情を揣摩して謂えらく正弘が正篤を推薦し、己れの 当時列藩の医術兵制洋式に倣ふ者佐倉を以て嚆矢と為す故に、 感じたるに起れるならん歟。然れども幕府と水戸氏とは正睦 推挙たるや蓋し正弘等が当時の時勢に処し、其声望の薄弱を るべし。而して当時閣中には正篤出でたるが為に苦心を減じ 鎖国攘夷を主張する者之を譏りて蘭癖先生と謂うふに至る。 至りて再び出ず。始めより蘭学を愛し、早く開国の説を唱ふ。 水野忠邦と合わずして職を辞し閑地に居ること十四年、此に 班阿部正弘の上にあり、堀田正篤は天保年中曽て老中たり。 「(安政二年十月)九日溜間詰堀田正篤備中守入て老中となる。 登庸の時より稍々隔離の情を呈するに至れるものの如し」 たりと説く者多かりしとの説ありしに因りて之を見るも、此 正弘に在るべきなりと。此言蓋し事実に遠からざるの観察な を以て攻撃の衝に当らしめたるものにして政権は依然として 上に置きたるは其意溜間詰井伊氏等の非難を抑へんとし正篤 薦せし事情未だ得として之れを詳かにせずと雖も、島津斉彬 正篤の入閣は正弘の推薦に出ず。而して正弘の俄に正篤を推

以 上

目 次

「飯田家文書」

ペリー 来航以来の幕府対外政策につき諸侯への諮詢と長州藩の答申案

・長州藩国相府の意見書」・安政五年 幕府諮詢に対する	「安政五年 長州藩から幕府への答申案」	「安政四年 長州藩から幕府への答申案」	「嘉永六年 長州藩から幕府への答申案」
1 8 頁	1	1 2 頁	8頁

原則 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り

表記する。

異体字は常用漢字を用いる。 常用漢字を使用する。

変体仮名は原文通りとする。 尓(に)江(え)、之(の)、而(て)、連(れ) など。」は原文通りとする。 例 =者(は)、幾(き)、艿(も)、与(と)、1は原文を用いる。 例 =1(等)もえ、事)。 (迄)

ヨリ、より、ニテ、二而(ニて)、 二て、候得共 (候え共)、 二付

助詞も原文通り表記する

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

但し、活字があるものは原文の通り。 例 甘、杢、など より、トモ、トキ、として (/)、など。

繰り返しの表記 仮名 ゝ 二字以上 / \

文字の大きさ

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表

返り点は使用しない。代わりに難読個所にはヨミのルビを打つ。 以上はHPに html 表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに

生じる諸問題を回避する為である。

誤字、誤記、衍字、あて字など

右傍に正字をルビで示し ×カ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換え

意味不明の場合は (ママ)を付す。

あて字 には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍力)と注記する。

、欠字、虫損、その他判読不能箇所

中	业	ħ	业川	ケ
損破	読不能	ربر بے	パらな!	字は
壊で判読で	能個所は	カと表記する。	判らないときは[で表す。
虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。	判読不能個所は□ないし□□□で示す。		□□□で示す。推読可能な欠字は	欠字は で表す。字数が確認出来るときは
児とする			字は	で文
ခွ			に推読文字	で文字数だけ
			に推読文字のルビを打ち	で埋める。
			ち ×	字数が

抹消部分

推読個所は同じく| ̄ ̄|で示し、右傍に (…カ) と注記する。

抹消部分は読解しない (含、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など)

一、**氏名・地名など固有名詞の連記**には中黒 (・)を付け区分する。

朱書、後筆、付箋など

該当部分を「」で囲み、封紙ウワ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付

花押・印章など

箋、張紙、刎紙などと注記して表記する。

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは 印で表す。

は「注×」を付け頁毎に脚注を付ける。 人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、 特殊な表記などの説明に

西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。 長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

割り注は原文通りに表記する。

出典、参考文献

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。mは肌を表記

参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

做好之料

准 新 史 科 禁他見

· 自 於情事為通為多事的我軍房的人民建分、苦 日本であるるできるとお客とれるいるいででであるる 力心學高多多人人一世紀之次表的なりなるがない 意多方好了服不事後去,今日居民保女人 程、是然然了一次按的都好になる一先教会了通 多一年地之名の名言之可達不明 五天子 ~人場一あり日本の対しか観をあるとおりろうなん 重要利及的かをちちちりぬるるななるのからし けますとあっていかけるというとうなっているとうなっていると 何了好多中国国教之石族在了三年的多名为我的

亜墨利加船より差出候書簡之趣ニ付 気付筋申出候様

候得共 縮ル所八 日本江対し和親交易を求 自然キー不相調

節八 軍艦を差向宿意を可達所存と相見 実ニ不容易

儀二付 何卒御国威を不損様之良策は有之間敷哉と

種々愚考仕見候得共 格別存付之品茂無之 一先願之通り通

商被差許候八ゝ 眼前事穏ニ相済可申候得共 併此度亜墨利

加江通商被差免候ハゝ 其他之諸夷ヨリ茂同様相願 終ニ

日本之国力 通商之為ニ相衰候樣成行可申哉 既ニ間近く

於清国茂通商より事起り 戦争二及び人民塗炭二苦

する 動地である大きでとると うれなるとうなるとうなったといろれたとうちんかい 松力生後にあるりはなりのであるとのできる ちっちかからそうなるともとれてはないろうちんの 争外奏製造五次的人多多大多名人 お記えるないろとけはあるちをとというないよい あいれとき、考なるの多数考を成ちかとまかまかれ 了机力少代年四年争先旅客了事员的沙方 るあると外方と方と我感とす 日のちをある。 心理人時的社会的時中的意意意思的

候樣相聞 猶宋明末年之先蹤≒-も有之事二候得八 此度

和親交易之儀八 乍恐御深慮被為在度 且於日本八

弘安度其外 夷江對シ武威を示し 国勢益熾昌津2二

(趣八) (挫) (程)

相成候儀も有之 旁願之通夷賊共之心膽を打抽キ候処(饗) (饗)

二も堅く御断被仰聞 防禦之御手当厳重之被仰付 後

年外夷覬覰ṇn相絶候樣被仰付 方 却而萬全之御策共二八年外夷覬覰ṇn相絶候樣被仰付 方 却而萬全之御策共二八

有之間敷哉と奉存候 尤是等之儀八 疾に御評決之旨も可

被為在 猶諸家気付之内ニ八格別知勇之良策も可有 あらせられる

之 私式愚案之所及二無御座候得共 被仰聞之旨難黙止

奉存候、不顧拙陋沒々存付之大意申上候以上

1先蹤= (せんしょう) 前の時代の事績。先人の事績。先例。前例。

*2熾昌= (ししょう) 盛んなこと。

3 覬覦= (きゆ)) 分不相応なことうい窺い狙うこと。分不相応な希望を抱くこと。原文の「覦」の字は豈偏に兪

4拙陋= (せつろう) つたなくいやしいこと。拙劣、固陋。

皇間と四面をある。古像にないととうなないかかかか 为我名意人居然以为为多数是多的的的自己 4 多年の中国行行るかりのないないまれるかのま それできるちかかるといれたかいおして 一年事子川がるかってるときをまる大人 するうちかりの神はなるれんをためいまちからったり

廿三日御老中阿部伊勢守様江被差出候下書 亜墨利加より差出候書簡江対し 御気付書嘉永六丑八月

安政四年 長州藩から幕府への答申案

御座候得共 亜墨利加使節口上之通 来春英夷致 (突)

渡来候得者 西洋之諸国茂相続而致渡来候儀必然事二

御座候

皇国者四面海岸二相臨ミ、孰之地江可致渡来相成茂(紫萸)

不相知 夷人之情態難計 御国辱二不至様御所置

おきていていまってくするとかればはなってき いるでいるというなからているとうできまする 何の好代日主席と用きる なる事なるちょうなんとんとれてある 打造なる されたといれているかのもまるでにはいい いっとれたいからいかいからかっちょう

肝要之儀奉存候 惣而太平之風習八自然手当向怠転洋~と相成そうじて

茂の二付 何時兵端を開き候共

御武威相立候樣 猶又御手当向急速厳重二被仰付度

就而八 平常之入費可相成程八令省略之儀

精々厚く

御世話被成下度 此度兼而可申上相含居候處 幸此度

存意申上候樣御達有之二付 乍恐不顧拙陋ё~存付之大意

申上候 以上

十一月

御名

巳十一月廿七日御直筆二而 上包美濃紙上江

是又御名計相調 納戸上の庄兵衛を以被成申付 於御用 御名計御調御印封御文箱入御印付(其上へ御差札封書を 公儀人へ

靭負殿湼⅓被申渡相済申候

同廿八日堀田備中守様江三井善右衛門≒4持参御用人大野舎人を以差留

*

4 三井善右衛門 = 江戸長州藩邸吏

¹怠転= 退転。 修行して得た境地を失って、低い境地に転落すること

^{*} 2拙陋= (せつろう) つたなくていやしいこと。拙劣。

³靭負= (ゆきえ)浦靭負。萩藩當役。

多文はらりをなる 大致はる中きている 行のできるとうはます 四百十五十八年 地震中华人 ませからく うないるとうと かったがありとそんかったかったけるこうない 明治 一方打ける到方之中直沿在在大人不信 中でいる。子子 からなる をはい

候斗酒被成落手候事

- 一 午五月 御使を以御国江茂被仰越候
- 午五月 御備場二付御差越候

安政五年 長州藩から幕府への答申案

今般存意申立候様被仰出奉畏候 就而八昨年申上

候外 格別存付無之候得共

勅答之旨猶御取扱方之御達二付 再応考合仕候處

永世安全之

思召二付而者 人気一和之外他事無之歟と存奉候 外

国之和議相調候共 人気之不和出来仕候而八不相済 御疎

無之儀二八御座候得共 乍此上

叡慮之旨

大朝中的国家中国的经历分 いいるとうないかられているのであるからいないと かんととき 行る治神 ちからいろうとうとうないかっているとうというとうとう なってものかろう のきないるれるとうろうのからるきなるなられ 三年 中は多くいるでいれるはあるの は日本されているというとうはまというというという とういうないちょうとうとうとうないというないできる

御尊奉 御趣意を以偏二御一和二而 待夷之御良策二

為在度奉存 無左候而八 自然内外之憂患差起り候様
あらせられたく

立至 而八 何とも奉恐入候次第二付 此段厚御處置有之

度儀二奉存候 以 上

午五月二日御直筆二而上包美濃紙上江御名計御国より印二付

御文箱其上江御差札奉書相包 亦御名計相調 差札八新

蔵書調候

同三日堀田備中守様江小倉源右衛門持参公用人を以差出候処 落手候事 被成

安政五年 幕府諮詢に対する長州藩国相府の意見書

此度墨夷一件 .: 従 幕 府

天朝江御伺相成候處 下田条約之外一切

御許容不被遊候節者 自然異變も難計二付 防御等之

七色多動の心里的 はまること 里風事大事る家のない えかけるのかと をとれたいんかん 丁できているからいるととなっているというと 朝后面社会是接着多多 和多方的三人 見られるをそうて ひとうくしているとうとう

処置 被聞召度との

叡慮被仰出候 然處 幕府二而八 最前仮條約

之外御扱方無之

勅諚之通二而者國家之御為二不相成事之由二而 列侯御

気付之筋被仰出候様御達有之 誠に

皇國 御 大事 不容易儀 就而者於此御方も忠謹津-之(え) (こ)

御建白不被為在候而者

天朝幕府八不能申

御祖宗注2江被為對而も被相済間 儀と奉存候 依之 趣力

私共不顧愚昧集議之趣奉申上候 元来墨夷申立之

* 忠謹= 「防長回天史」では「謹」は言偏に党の旧漢字 (ソフトの関係で活字が出ない)

祖宗= (そそう)君主の始祖と中興の祖。現代以前の代々の君主の総称。

~ と前衛門中華新名人 太子為母也了多人以後的遊行人 あるとかとうちんなっているとうというとうとうないとうとうとうないとうないのとうとうないのとうとうないのとうとうないのとうというとうないのとうとうないのとうとうないのとうとうないのとうとうないのとうというと あっせい おいるからいるなるもちとはまま からうなる 多人都在北教寺的是是不知言人也说我是 以下了是福言的女相公子的力 多好多名的 初心からて一時の情にとうといれるると 我表、見中はまるなるを得るはられてでたち

趣 表八懇切忠告之様相見候得共 内実禍心を抱蔵仕候八

追々之応接二而も被相察之處 於幕府寛裕之御取

扱被為在者一時之御権宜津二も可有之候得共 数ヶ所開港

夷人雑居 邪教 寺院建立等相成候而八 人心誑惑 津 ② 遂二禍

乱を生シ候八必然之勢ニ而 御国躰茂不相立 後患難免

様相見候 此度

叡慮之通墨夷御拒絶相成候ハゝ 眼前異變を生じ候

太平之流弊相改り 兵馬調練炮艦之制造等者不日二

* 2誑惑= (きょうわく)人をたぶらかし迷わす事。* 1権宜= (けんぎ) 時に応じて適当に処置をすること。 間に合わせのはからい。

相方をかけいいかかったるだけではない 南山西城下在西西西 中的天文中是大 金色、 的多名子等一次多人私意思地名 中的艺艺中的家 おも そうとうしてい 中意中国 春花的 一日本日日 るスタ るないかいまるからう をというはできるとり大きまでは 皇國 為於京京五外、多日本 天教之子的方方多多人 かべる

申儀二而 於幕府茂

敷 乍恐 叡慮出于此二候而八誠に天下之大幸も可奉 相整 皇國御興起之良策此外二八有御座間

勅意御遵奉被為在可然御事奉存候 此段御建白

被為在候ハゝ
天朝江之御忠節幕府江之御信

義 且八 洞春公津-以来 御忠志を被為継 御孝

道ニも相脇可申儀と奉存候間 御熟慮之上 御建国儀

筑前注2

公儀より御達書之写

* 筑前= 毛利筑前元統。萩藩当職

洞春公= 毛利元就。

25